

表示の適正化に向けた取組状況（令和 5 年度上半期）

1 家庭用品品質表示法等に基づく立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法に基づき、それぞれ市内の販売店舗への立入検査を毎年度実施している。

(1) 家庭用品品質表示法 9店舗 6品目 857点（不適正な表示0件）

消費者が日常使用する家庭用品（靴下、水筒、歯ブラシなど）を対象に、商品の品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めており、商品ごとに定められた必要な表示があるか検査を実施している。

(2) 消費生活用製品安全法 8店舗 12品目 389点（不適正な表示0件）

消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造および販売を規制しており、規制対象品目には、自社での確認が義務付けられている特定製品（登山用ロープ、石油ストーブなど）と、その中でさらに第三者機関の検査が義務付けられている特別特定製品（乳幼児用ベッド、ライターなど）がある。

上記製品は、国の定めた技術上の基準に適合していることを示す表示（PSC マーク）がなければ販売できないため、PSC マークが表示されているか検査を実施している。

○特別特定製品

（乳幼児用ベッド、ライター等）



○特別特定製品以外の特定製品

（登山用ロープ、石油ストーブ等）



(3) 電気用品安全法 30店舗 5品目 611点（不適正な表示0件）

電気用品（電源コンセントを使用する家電製品、モバイルバッテリーなど）の製造または輸入を行う事業者は、法に定められた手続き等の義務を履行し、電気用品に電気用品安全法で定められた安全規格を満たしていることを示す表示（PSE マーク）がなければ販売できないため、PSE マークが表示されているか検査を実施している。

○特定電気用品

（ACアダプター等）



○特定電気用品以外の電気用品

（モバイルバッテリー等）



2 食品表示法に基づく調査指導等

食品表示法のうち「品質事項」について、不当な表示を行っている疑いがある札幌市内の食品関連事業者に対し、調査・指導を実施している。

食品表示法

品質事項：名称、原材料、原産地、原産国、内容量、表示責任者等（消費生活課）

衛生事項：添加物、アレルギー、賞味期限、製造所・加工所等（食の安全推進課）

保健事項：栄養成分、機能性食品表示等（健康企画課）

(1) 口頭指導 6件

果実飲料に必要な表示事項が記載されていないなど、他の行政機関から情報があつたものが4件。加工食品の「原材料」を誤って表示してしまったと事業者自ら申告があつたものが1件。生鮮食品の「原産地」が表示されていないことを、札幌市が探知したものが1件。

(2) 回付（他の機関への情報送付） 1件

加工食品の原料原産地表示に疑義があつた販売事業者に対し、調査を行ったところ当該加工食品の原料の仕入れ元事業者に疑義が遡及したことにより、当該仕入れ元事業者を管轄する地域の行政機関へ疑義情報を送付したものの。

(3) 下半期へ調査継続したもの 1件

加工食品に原料原産地表示が無いと他の行政機関から情報があり、当該事業者が販売している食品について下半期へ調査継続したものの。

3 食品表示の適正化に向けた取組

食品表示法のうち「品質事項」について、事業者や市民からの問合せに対し、適切な表示や、食品表示に関する法令等について案内している。

食品表示に関する問い合わせ対応 106件

問合せの内容は、名称、原材料、原産地、原産国、内容量、表示責任者等、多岐にわたっている。食品表示法、食品表示基準、食品ごとの公正競争規約、有機 JAS 規格、牛や米のトレーサビリティ法等、様々な法制度に基づき回答している。